

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年2月19日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 江本 雅人

記

| 1 手続番号           | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|------------------|---------------------|
| 第0310-2022-0064号 | 桶川市大字上日出谷字宮76番1     |
| 第0310-2022-0065号 | 桶川市大字上日出谷字宮76番2     |
| 第0310-2022-0066号 | 桶川市大字上日出谷字宮85番      |
| 第0310-2022-0067号 | 桶川市大字上日出谷字宮89番      |